

松茂町「松のこころ」特産品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特産品ブランド「松のこころ」のブランド力の向上及び地域の活性化を図るため、地域の優れた食材や、松茂町のイメージ向上につながるもの等を使用した新商品の開発又は販路拡大に取り組む町内の団体、法人及び個人に対し、必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(対象商品)

第2条 補助金の交付対象となる商品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内で生産される原材料を使用して生産され、又は製造されるもの
- (2) 松茂町にゆかり、いわれ、歴史的つながり等を有するもの又は松茂町のイメージ向上につながるものを使用して生産され、又は製造されるもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人、団体又は法人とする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 個人又は団体の場合にあっては当該個人又は当該団体の代表者が町内に住所を有し、法人の場合にあっては町内に主たる事業所又は製造所を有すること。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、他に同種の補助を受けていない事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 新商品開発試作事業
- (2) 商品化・販路開拓支援事業

(補助対象経費等)

第5条 交付対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 個人で生産している作物等については、経費として認めないものとする。
- 3 商品化・販路開拓支援事業において、算出した補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松茂町「松のこころ」特産品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を

交付することが適當と認められるときは、補助金の額を決定し、松茂町「松のこころ」特產品開発事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、交付対象事業の変更又は中止をしようとするときは、松茂町「松のこころ」特產品開発事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、松茂町「松のこころ」特產品開発事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに松茂町「松のこころ」特產品開発事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいづれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松茂町「松のこころ」特產品開発事業補助金額確定通知書(様式第10号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、町の指定する請求書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助決定者が次の各号のいづれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請又は不正な申請により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

別表(第5条関係)

交付対象事業		補助対象経費 (区分及び経費の内容)	補助金の額	
事業名	事業内容		補助率	補助限度額
新商品開発試作事業	特産加工品の開発に必要な取組を行う事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 1 報償費 (専門家謝金等) 2 需用費 (加工機材、消耗品等) 3 原材料費 4 委託料 (調査・分析外注費等) 5 上記に掲げるものほか、町長が必要かつ適当と認める経費	10/10 以内	20万円
商品化・販路開拓支援事業	特産加工品の開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取組を行う事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 1 報償費 (専門家謝金等) 2 旅費 3 需用費 (原材料費、消耗品費等。 ただし、食糧費を除く。) 4 役務費 (広告宣伝費、通信運搬費 等) 5 委託料 (調査・分析外注費、外注 加工費、デザイン費等) 6 使用料及び賃借料 (備品リース料等) 7 負担金 (商談会、セミナー参加費 等) 8 上記に掲げるものほか、町長が必要かつ適当と認める経費	1/2 以内	100万円